

1. 法人税の申告状況及び法人税の調査の状況

法人税の申告の状況

人区分 務年度	法 事	全法人			公益法人等			左のうち、財団・社団		
		11	12	13	11	12	13	11	12	13
法人数	A	千件 2,855	千件 2,885	千件 2,908	件 (約 256,000)			件 26,354	件 26,264	件 26,183
申告件数	B	千件 2,681	千件 2,701	千件 2,715	件 25,339	件 25,866	件 26,469	件 9,492	件 9,679	件 9,925
黒字申告割合	C	% 30.7	% 31.1	% 30.9	% 54.8	% 54.5	% 53.9	% 43.0	% 43.3	% 43.2
申告所得金額	D	億円 380,932	億円 426,925	億円 361,982	億円 2,249	億円 2,321	億円 2,443	億円 1,742	億円 1,780	億円 1,832
黒字申告1件当たり 所得金額	E	千円 45,976	千円 50,372	千円 42,555	千円 16,197	千円 16,474	千円 17,107	千円 42,697	千円 42,506	千円 42,703
申告欠損金額	F	億円 292,331	億円 271,916	億円 309,200	億円 3,005	億円 3,306	億円 2,610	億円 832	億円 1,171	億円 906
赤字申告1件当たり 欠損金額	G	千円 15,490	千円 14,389	千円 16,196	千円 26,243	千円 28,078	千円 21,414	千円 15,371	千円 21,330	千円 16,072

【出典】 国税庁発表資料「法人税の課税実績について」、「公益法人等の課税実績について」（平成11、12、13事務年度）
 総務省「公益法人に関する年次報告」（平成12、13、14年度）
 その他、行政改革推進事務局の聴き取りによるもの

法人税の調査の状況

人区分 務年度	法 事	全法人			公益法人等			左のうち、財団・社団		
		11	12	13	11	12	13	11	12	13
実地調査件数	H	千件 166	千件 143	千件 125	件 1,212	件 1,175	件 1,168	件 642	件 626	件 693
更正・決定等の件数	I	千件 122	千件 104	千件 91	件 919	件 845	件 865	件 469	件 450	件 497
同上のうち 不正計算のあった件数	J	千件 41	千件 31	千件 26	件 102	件 86	件 84	件 47	件 37	件 48
申告漏れ所得金額	K	億円 14,957	億円 14,521	億円 14,602	億円 159	億円 164	億円 1,450	億円 78	億円 115	億円 163
同上のうち 不正脱漏所得金額	L	億円 5,507	億円 3,830	億円 3,840	億円 19	億円 14	億円 71	億円 13	億円 10	億円 68
追徴本税額	M	億円 3,749	億円 3,073	億円 3,059	億円 23	億円 31	億円 32	億円 13	億円 25	億円 28
分 析	不正発見割合	% 24.8	% 21.7	% 21.0	% 8.4	% 7.3	% 7.2	% 7.3	% 5.9	% 6.9
	調査1件当たりの 申告漏れ所得金額	千円 9,009	千円 10,174	千円 11,699	千円 13,155	千円 13,939	千円 124,117	千円 12,220	千円 18,400	千円 23,546
	不正申告1件当たりの 不正脱漏所得金額	千円 13,354	千円 12,363	千円 14,658	千円 19,043	千円 16,273	千円 84,780	千円 28,353	千円 28,105	千円 142,289

【出典】 国税庁発表資料「法人税の課税事績について」、「公益法人等の課税事績について」（平成11、12、13事務年度）
その他、行政改革推進事務局の聴き取りによるもの

2. 税法上の収益事業収入と指導監督基準の遵守状況の関係について

	税法上の収益事業収入		合計
	なし	あり	
監事制度のない法人	39	13	52
	75.0%	25.0%	100.0%
(注)	0.2%	0.2%	
監事を設置していない法人	69	18	87
	79.3%	20.7%	100.0%
	0.4%	0.2%	
営利企業の全株式の 2分の1を超えている 株式の保有等	50	62	112
	44.6%	55.4%	100.0%
	0.3%	0.7%	
理事のうち同一の親族 の占める割合が3分の 1を超えている法人	209	75	284
	73.6%	26.4%	100.0%
	1.2%	0.9%	
理事のうち特定の企業の 関係者の占める割合が 3分の1を超えている法人	207	78	285
	72.6%	27.4%	100.0%
	1.2%	0.9%	
理事のうち所管官庁出身者 の占める割合が3分の1を 超えている法人	300	267	567
	52.9%	47.1%	100.0%
	1.7%	3.1%	
収益事業の支出規模が 総支出額の2分の1を超えて いる法人	107	587	694
	15.4%	84.6%	100.0%
	0.6%	6.8%	
管理費の総支出に占める 割合が2分の1を超えている 法人	2,068	753	2,821
	73.3%	26.7%	100.0%
	11.7%	8.8%	
理事のうち同一業界の 関係者が占める割合が 2分の1を超えている法人	4,537	1,870	6,407
	70.8%	29.2%	100.0%
	25.7%	21.8%	
評議員制度なし(財団のみ)	2,391	1,065	3,456
	69.2%	30.8%	100.0%
	27.3%	23.0%	
内部留保水準が30%を 超えている法人	7,048	2,663	9,711
	72.6%	27.4%	100.0%
	39.9%	31.0%	

(注) の段の比率は、税法上の収益事業収入がない法人、ある法人それぞれの全体に対する比率
(母数 税法上の収益事業収入がない法人 17,669法人、ある法人 8,595法人)

(但し 財団のみを対象とする「評議員制度の有無」の項目(下から2つ目)については財団法人に限った母数 税法上の収益事業収入なし 8,743法人、あり 4,632法人)

(注) 本資料の2.～8.(3.においては公益法人に関するデータの部分)で用いているデータは一部を除き、平成12年度公益法人概況調査(平成12年10月1日現在)において各省庁が作成したものである。

なお、本分析において、異常が認められるデータを含む場合は各項目において除いて計算しているが、その際の計算手法が異なるなどの理由のため、同一の項目について総務省作成の「平成13年度公益法人に関する年次報告」と計算値が一致しないことがありうる。

3. 法人全体の黒字・赤字法人の割合の状況と公益法人に限ってみた状況（正味財産増減額による）の対比

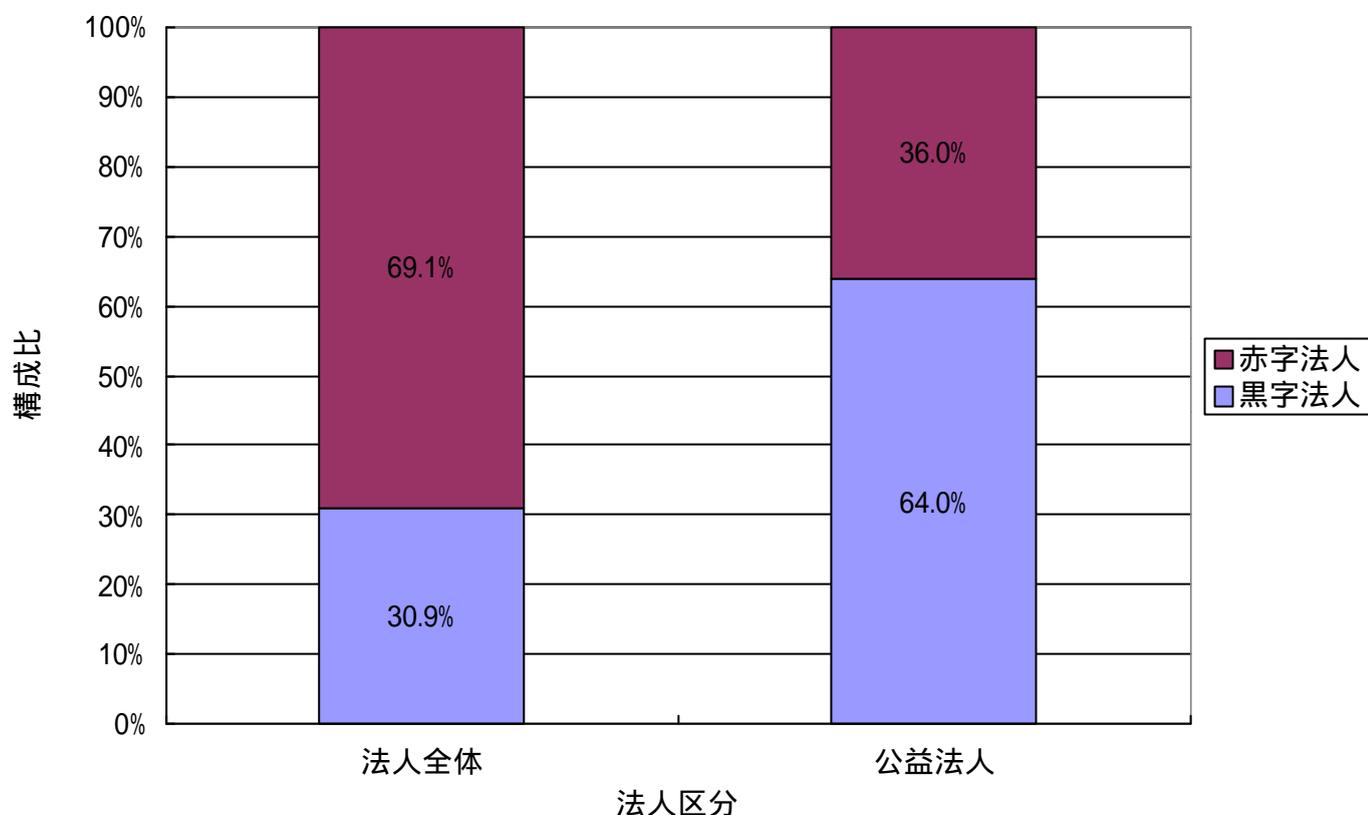


図 3-1 法人全体 / 公益法人に限ってみた場合のそれぞれにおける赤字・黒字法人の分布の状況

出典：

法人全体 国税庁による「平成 13 事務年度における法人税の課税実績について」

公益法人 公益法人に関する概況調査（12 年度・総務省）

公益法人と法人全体で比較した場合、法人全体では約 3 割が黒字になっているが、公益法人ではその 2 倍強に当たる全体の約 3 分の 2 の法人が黒字（正味財産増減額がプラス）となっている。

4. 税法上の収益事業収入と法人の正味財産増減額との関係

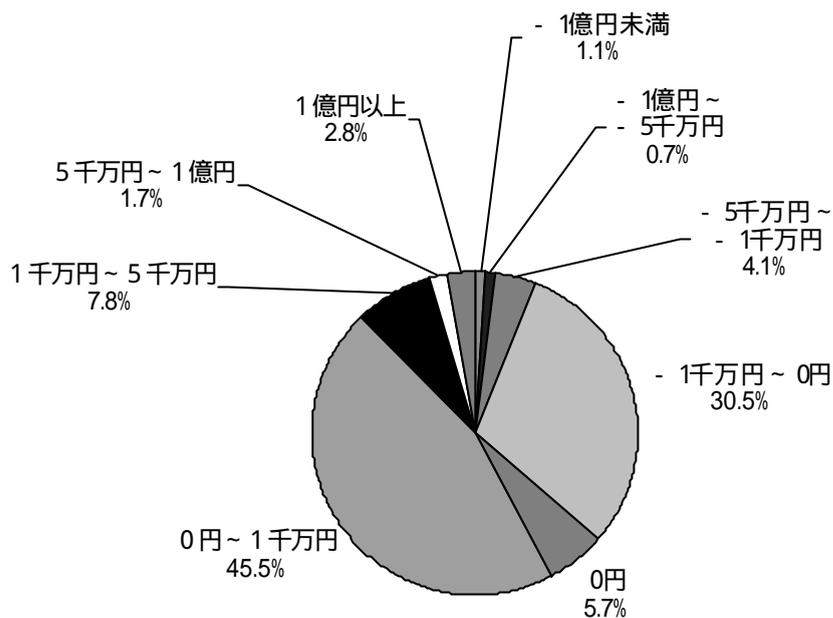


図 4-1 税法上の収益事業収入がない法人における正味財産増減額の分布状況

税法上の収益事業収入がない公益法人

正味財産増減額がプラス（黒字）の法人が 57.8%

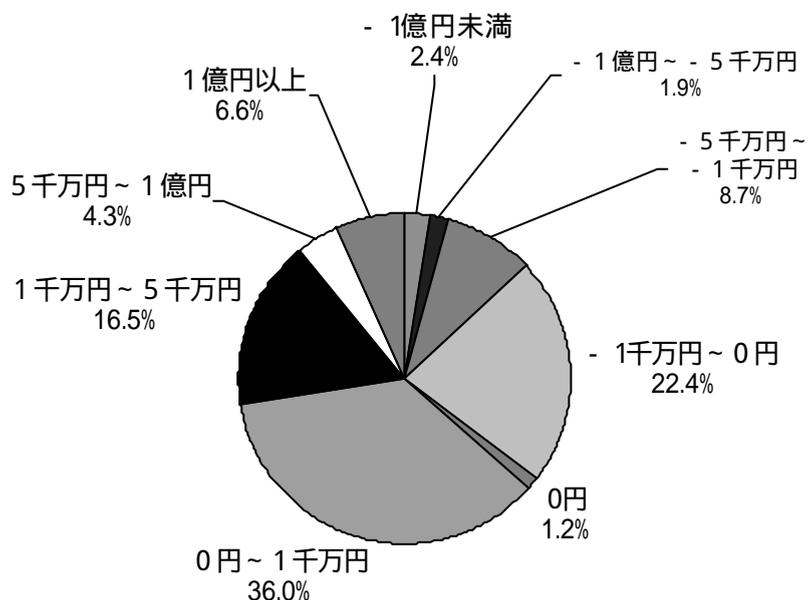


図 4-2 税法上の収益事業収入が事業収入の50%を超えている法人における正味財産増減額の分布状況

税法上の収益事業収入事業収入の50%を超えている法人

正味財産増減額がプラス（黒字）の法人が 63.4%

5. 年間収支差の年間収入額比率と税法上の収益事業収入との関係

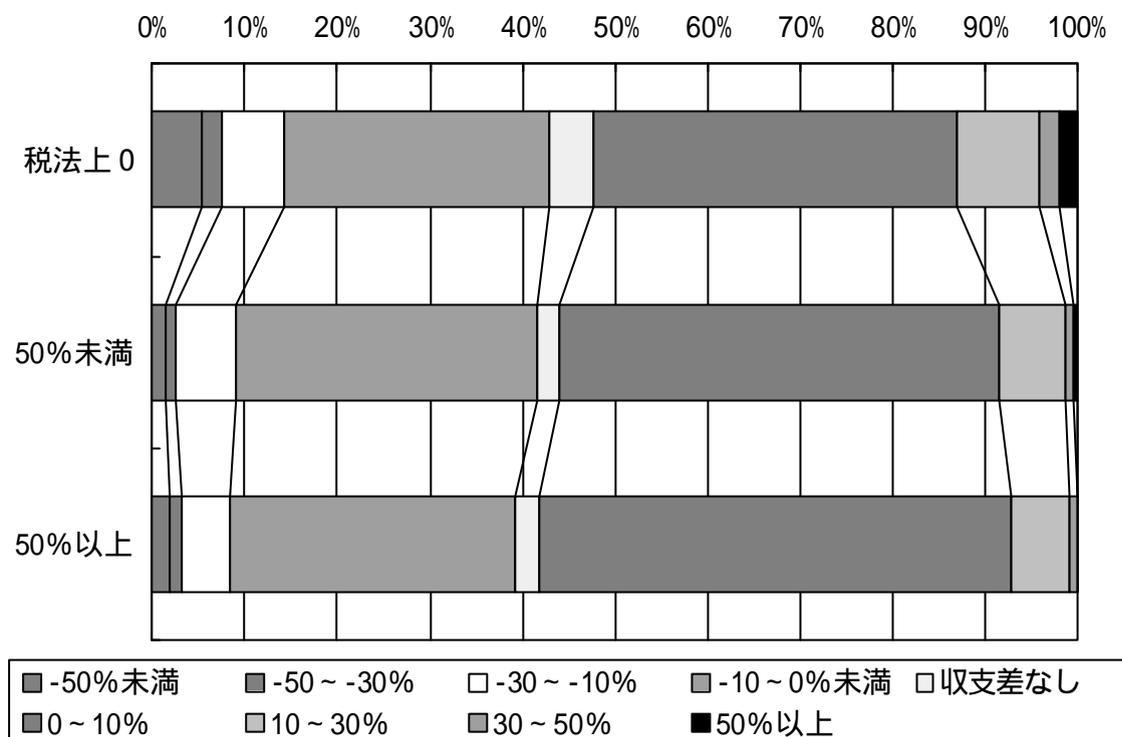


図 5-1 年間収支差の年間収入額比率（税法上の収益事業収入額割合別）

年間収支差の年間収入額比率と税法上の収益事業収入との関係を見てみると
税法上の収益事業収入が0であっても、年間収支差の年間収入額比率が
プラスとなっている法人が半数を超えていることがうかがえる。

6. 公益法人全体の内部留保水準の状況

$$\text{(注) 内部留保水準 (\%)} = \frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{事業に不可欠な固定資産取得費}} \times 100$$

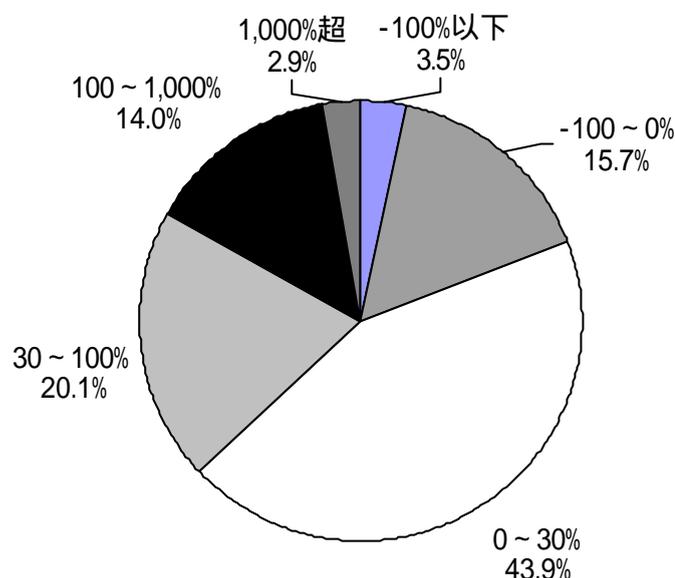


図 6-1 内部留保水準（全体）

最も割合が多いのは内部留保水準が「0～30%」の法人で、全体の4割強を占めている。一方、運営指針に示されている基準を超えているのは全体の4割弱であり、内部留保がマイナスである法人が2割弱存在する。

(指導監督基準)

5. 財務及び会計

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から次の項目等を除いたものとする。

財団法人における基本財産 公益事業を実施するために有している基金 法人の運営に不可欠な固定資産 将来の特定の支払いに充てる引当資産等 負債相当額

(運用指針)

(2) 公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によって異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

7. 税法上の収益事業収入と内部留保水準との関係

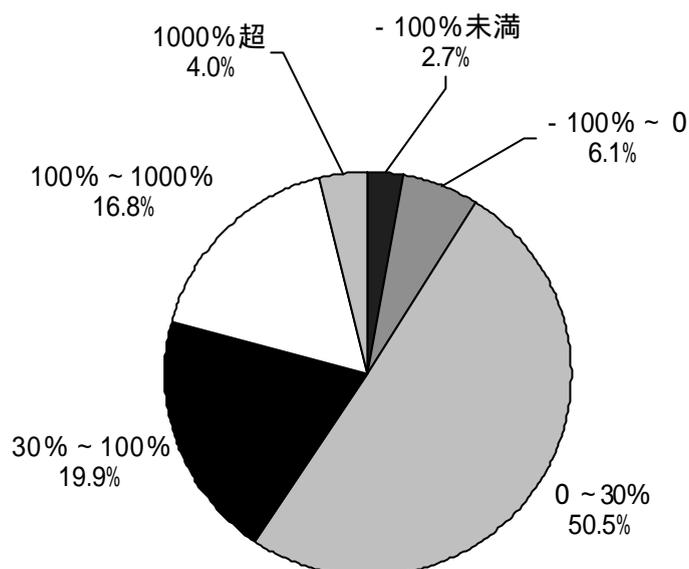


図 7-1 税法上の収益事業収入がない法人における内部留保水準の分布状況

税法上の収益事業収入がない公益法人

内部留保に関する「運用指針」の基準（30%）を上回っている法人が約4割（40.7%）。

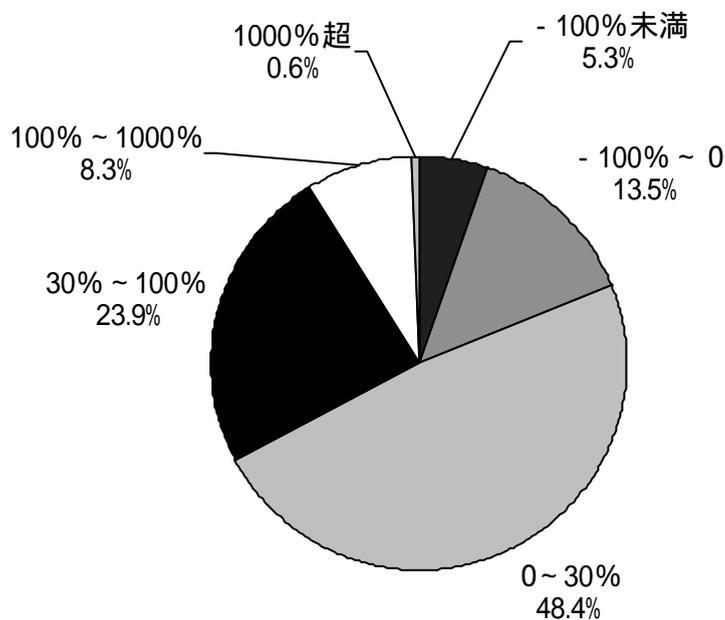


図 7-2 税法上の収益事業収入が事業収入の50%を超えている法人における内部留保水準の分布状況

税法上の収益事業収入が事業収入の50%を超えている法人

内部留保に関する「運用指針」の基準（30%）を上回っている法人が約3分の1（32.5%）。

8. 税法上と指導監督上の収益事業収入額の関係

「指導監督上の収益事業」と「税法上の収益事業」について

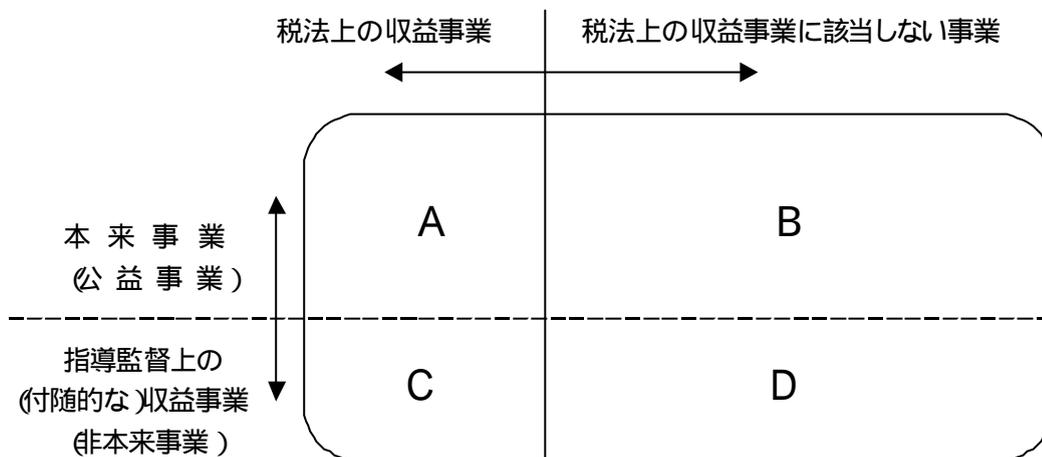
「指導監督上の収益事業」

本来の目的である事業とは別に付随的に行う収益を目的とする事業。本来の公益事業の実施に充てるために収入確保の一つの方法として認められている。

「税法上の収益事業」

法人税法施行令第5条第1項各号に規定される事業。33業種規定されており、いずれかに該当する事業を行った場合、公益法人の本来の目的である事業であっても納税義務が生じる(但し、22%の軽減税率)。民間企業との競争関係の有無や課税上の公平性の維持などから収益事業として規定されている。

(参考図) 税法上の収益事業と指導監督上の収益事業の区分について



の付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的外の事業であり、行ってはならないとする考え方もあるが、「指導監督基準」の「運用指針」では、昭和35年の「法務省における有権解釈」を引いて、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている、としている。

(指導監督基準)

2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。

事業内容が、定款または寄附行為上具其他的に明確にされていること。

営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(指導監督基準)

2. 事業

(6) 公益法人が収益事業(付随的に行う収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

業種

収益事業の種類としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。